

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中和公園事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和七年三月七日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（基準点測量）

二 測量の地域 北葛城郡広陵町大字三吉、大字大野及び大字寺戸並びに河合町大字佐

味田

三 測量の期間 令和七年一月十七日から同年六月三十日まで